



平成24年5月11日

各 位

会 社 名 フマキラー株式会社
代表者名 代表取締役社長 大下 一明
(コード番号 4998 東証第2部)
問合せ先 取締役管理本部長 小谷 眞弘
(TEL. 0829-55-2112)

当社株式等に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の
改定及び継続に関するお知らせ

当社は、平成18年5月22日開催の取締役会において、当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）（以下「原プラン」といいます。）を決定し、同日付にて公表しておりますが、その際に、原プランを継続するかどうかについては、毎年、定時株主総会終了後、最初に開かれる取締役会で再度検討するものとしており、直近では、平成23年6月29日開催の取締役会において原プランを平成24年6月に開催予定の当社定時株主総会終了後最初に開催される当社取締役会の終了時点まで継続することを決議いたしました。

その後、当社は、昨今の情勢変化、法令等の改正等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の維持及び向上の観点から、継続の是非も含めその在り方について検討してまいりました。

かかる検討の結果、本日開催の取締役会において、会社法施行規則第118条第3号に定める株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「本基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、平成24年6月28日開催予定の当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）における株主の皆様のご承認を条件に、原プランを改定し（以下、改定された新しい買収防衛策を「本プラン」といいます。）、本プランとして継続することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

改定の主な内容は、以下のとおりです。

- ① 本プランの継続に際して、株主総会の承認を要件としたこと。
- ② 情報提供に係る手続き及び対抗措置の発動に係る手続きについて整理を行ったこと。
- ③ 大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型について整理を行ったこと。
- ④ 本新株予約権（下記Ⅲ. 2（3）に定義される「本新株予約権」をいいます。）の無償割当ての概要について整理を行ったこと。
- ⑤ 本プランの有効期間について、3年間としたこと（ただし、期間満了前であっても株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されます。）。

なお、本プランの改定及び継続を決定した取締役会には、取締役全員、及び社外監査役2名を

含む監査役全員が出席し、出席取締役の全員一致により承認されるとともに、いずれの出席監査役も、具体的運用が適正に行われることを条件として、本プランについて同意する旨の意見を述べております。

また、法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があり、これらが施行された場合には、本プランにおいて引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

I. 本基本方針の内容

当社は、「ひとの命を守る。ひとの暮らしを守る。ひとを育む環境を守る。わたしたちは、世界中の人々がいつまでも安心して快適に暮らすことのできる社会づくりに貢献していきます。」という経営理念のもとで、中長期的な視点から経営を行い、グローバルな競争力を持つ企業として企業価値の向上に努めております。

そのためには、当社が長年にわたり培ってきた生産・販売・技術の専門知識やノウハウ、経験をもとに、顧客満足度の高い高付加価値商品を積極的かつ継続的に開発することが必須条件であり、同時に国内及び海外の顧客・取引先等との長期的な関係構築が不可欠であります。

こういった当社の事業特性を理解し長期的視野で当社の理念を実施していくことが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益につながるものと考え、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、上記の理念を実践する者でなければならないと考えております。

当社といたしましては、公開企業である当社株式の売買は、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと考えておりますが、当社及び当社グループの企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者に対しては、必要かつ相当な措置をすることにより、当社及び当社グループの企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

II. 本基本方針の実現に資する特別な取組み

1 企業価値向上に向けた取り組み

当社は、大正13年、当社の前身である大下回春堂の創立以来、殺虫剤を中心に園芸用品、家庭用品、業務用品へと事業領域を拡大し、日本のみならず世界中を舞台とするグローバル企業へと躍進を遂げてきました。現在、グループ会社として国内関係会社4社および海外子会社3社（インドネシア、インド、メキシコ）、海外出資会社1社（マレーシア）を有しております。

当社及び当社のグループ会社（以下「当社グループ」といいます。）は、創立以来特に研究開発に注力し、世界初の専売特許殺虫剤「強力フマキラー液」に始まり、昭和38年には世界初の電気蚊取り「ベープ」、その後平成12年には世界初の電池式蚊取り「どこでもベープ」、平成20年には火も電気も水も使わない次世代蚊取り「おすだけベープ」を発売するなど、

斬新な発想による幾多の新価値創造型新製品を生み出してまいりました。

このような当社の経営理念の継続的な実行により、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化が実現され、当社の事業を構成する全てのステークホルダー（株主、顧客、従業員、社会等）に利益をもたらすものと考えております。

また、当社は、当社グループが生産・販売・技術面でグローバルな競争力を持つ企業としてさらに成長し、企業価値の増大と堅固な経営基盤を確立するために、以下の課題に取り組んでまいります。

①商品開発体制の強化

クオリティが高くお客様のニーズを捉えた新価値創造型新製品の開発と継続的な商品の改良に努めるとともに、グローバル視点での開発体制の強化に取り組んでまいります。当社及びインドネシア現地法人のR＆D体制の強化を行い、各国の現地ニーズと使用実態に適応した製品の開発を強力に推進いたします。

②販売・マーケティングの強化

戦略的かつ重点的な経営資源の投入による「フマキラー」ブランドの強化、提案営業活動の徹底によるお得意先様との関係強化、情報システムの活用によるマーケティング営業力の強化等に努め、成長性や利益性の見込まれる既存事業の強化と継続的な育成に積極的に取り組んでまいります。

③利益構造の改革

商品アイテムの削減と販売品目の重点化による販売効率の向上、在庫の削減、コストダウン及びV A（商品価値の向上）への取組強化、高付加価値商品の新規開発と上市、経費の効率的運用等、一層の収益力強化に取り組んでまいります。

④海外事業の拡大と強化

現在、海外市場の拡大と強化の観点から積極的な海外事業展開を行い、インドネシア・マレーシア・インドなどの東南アジア、イタリア・ハンガリーなどの欧州、中近東、アフリカ、中南米を中心として70ヶ国に及ぶ海外ネットワークを構築しております。これらの国の中では、アジア・アフリカ・中南米など8ヶ国で技術指導による現地生産を行っております。

海外事業の中核であるインドネシア現地法人では、主力の蚊取り線香の売上を伸ばすとともにエアゾールや電気蚊取りの商品力強化を行い、さらなる売上と利益の拡大に向けて取り組んでまいります。

また、メキシコ現地法人の事業基盤強化とインド現地法人の育成に注力いたします。

一方、世界70ヶ国に展開する輸出ならびにライセンスビジネスについては、進出国毎に最適な戦略を推進し、売上と利益の極大化に努めてまいります。

さらに、平成24年3月21日には、ASEAN 市場で殺虫剤の製造販売事業を手掛ける Technopia Sdn Bhd 並びにインドネシア共和国で殺虫剤の製造販売事業を手掛ける PT Technopia Jakarta の株式を取得し、両社を子会社化することを決議いたしました。今後、ASEAN 市場における事業基盤を強化し、当社の製品開発力並びに販売力の活用により、当社グループの海外事業拡大を図ってまいります。

⑤エステ株式会社及びNS ファーファ・ジャパン株式会社との取り組み

当社は、平成22年5月13日に、エステ株式会社と資本業務提携契約を締結し、ノウ

ハウ及び人的資源の相互補完と協力を通じた両社の事業の発展並びに収益性の強化及び顧客満足度の向上により、両社の企業価値及び株主共同の利益を更に向上・発展させるべく努めております。

また、当社は、平成24年1月19日には、エステー株式会社及びNS ファーファ・ジャパン株式会社と3社で、資本業務提携について基本合意し、今後、開発、営業、調達、物流等の分野における業務提携の取り組みを通じて、3社の業容拡大並びに企業価値及び株主共同の利益の向上に努めてまいります。

当社といたしましては、今後も、これらの資本業務提携を通じて、事業の発展、収益性強化及び顧客満足度の向上に努めることが、当社の企業価値ひいては株主共同利益の確保・向上に資するものと考えております。

3 コーポレート・ガバナンスの強化

当社では、経営の透明性及び効率性を確保し、ステークホルダーの期待に応え企業価値を増大させることがコーポレート・ガバナンスの基本であると考え、経営の重要課題の一つに位置づけ、以下の体制を敷いております。

当社は、取締役会を当社事業に精通した取締役で構成することにより、機動的・効率的に運営するとともに、意思決定の迅速化に取り組んでおります。具体的には、平成24年5月11日現在、取締役会は11名の取締役から構成されており、取締役会は原則毎月1回定期的に開催しているほか、必要に応じて臨時に開催しております。当社は、取締役会を経営に関する基本方針や重要案件、業績の進捗状況、法令への対応などについて討議・検討・決定するとともに、取締役会を取締役の職務執行状況を監督する機関として位置づけております。

また、当社は監査役会制度を採用しており、監査役会は監査役4名（うち社外監査役2名）によって構成されております。各監査役は、取締役会や販売会議などの会議に適宜出席し、客観的立場から取締役の業務遂行を監視するとともに、業務の改善に向けて具体的な提言・助言を行っています。また、専任の内部監査部門及び会計監査人とも緊密に情報交換を行うことで監査の有効性・効率性を高め、経営の健全性の維持・強化に努めております。なお、平成24年5月11日現在、社外監査役1名を独立役員として任命しております。

Ⅲ. 本プランの内容（本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

1 本プランの目的

本プランの目的は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する、あるいはそれらの中長期的な維持・向上に資さない可能性のある大規模買付行為を抑止することにあります。

当社は、当社の支配権移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、大規模買付行為が、本基本方針に合致し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に中長期的に資するものである

限りにおいて、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式等の大規模買付行為の中には、株主の皆様が大規模買付行為の内容を検討し、また当社取締役会が株主の皆様へ代替案等を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損することが明白である濫用的なもの、株主の皆様へ当社の株式等の売却を事実上強制するおそれのあるもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社取締役会は、こうした事情に鑑み、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断するために必要な情報や時間を確保し、当社株主の皆様へ代わって当社経営陣が大規模買付者と交渉を行うこと等により、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化に資するよう、本プランを改定の上、継続することとしました。

本日現在、当社が買収提案を受けている事実はありません。平成24年3月31日現在の当社の大株主の状況は、別紙1「当社の大株主の状況」のとおりです¹。

2 本プランの内容

(1) 本プランの概要

本プランの適用対象は、以下の①若しくは②に該当する行為又はこれらに類似する行為（これらの提案も含みます。ただし、事前に当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。当該行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行い又は行おうとする者を「大規模買付者」といいます。）とします。

①特定株主グループ²の議決権割合³を20%以上とすることを目的とする当社株式等⁴の買付行為

¹ 当社は、当社取締役、その関係会社及び当社の提携先により議決権の約36.6%に係る株式を保有されておりますが、これらの株主の中には個人株主も含まれており、今後も同様に当社株式の保有を継続するかどうかは明らかではなく、当社の株式の流動性が今後増していく可能性は否定できません。したがって、当社は、上記のような目的の実現を可能とする枠組みとして、本プランの継続が必要不可欠であると判断しております。

² 特定株主グループとは、①当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する「株券等」をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する「保有者」をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じ。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する「共同保有者」をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じ。）、又は②当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する「株券等」をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する「買付け等」をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する「特別関係者」をいいます。以下同じ。）を意味します。以下同じ。

³ 議決権割合とは、特定株主グループが脚注2①の場合においては当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する「株券等保有割合」をいい、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する「保有株券等の数」をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）をいい、特定株主グループが脚注2②の場合においては当該買付け等を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する「株券等所有割合」をいいます。）の合計をいいます。以下同じ。

後者の場合における議決権割合の計算において分母となる総議決権数は、当社のその時点での発行済株式から、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものに記載された数の保有自己株式を除いた株式に係る議決権数とします。

⁴ 株式等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する「株券等」又は同法第27条の2第1項に規定する「株券等」のいずれかに該当するものを意味します。以下同じ。

②結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為
本プランは、大規模買付者が現れた際に、当該大規模買付者に事前の情報提供を求める等、
上記の目的を実現するために必要な手続を定めています。

(2) 本プランの発動に係る手続

① 意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社取締役会に対して、
大規模買付者の氏名又は名称、住所又は本店事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の役
職及び氏名、日本国内における連絡先、大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上
位10名）の概要、企図されている大規模買付行為の概要並びに本プランに従って大規模
買付行為を行う旨の誓約文言等を記載した意向表明書をご提出いただくこととします。な
お、意向表明書及び下記②に定める買付説明書における使用言語は日本語に限ります。

② 大規模買付者に対する情報提供の要求

当社取締役会は、上記①の意向表明書の受領後10営業日以内に、大規模買付者から提
出していただくべき情報のリスト（以下「当初情報リスト」といいます。）を上記①の意向
表明書に記載された日本国内における連絡先に宛てて発送いたします。大規模買付者には、
大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断並びに当社取締役会による評価・検討等のた
めに必要な情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」
といいます。）を当社取締役会に対してご提出いただきます。

なお、大規模買付行為の内容及び態様等にかかわらず、下記の各号に定める情報等は、
原則として、当初情報リストに含まれるものとします。

- (a) 大規模買付者及びその特定株主グループの概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、
財務内容、過去の法令違反等の有無及び内容並びに当社の事業と同種の事業について
の経営経験等に関する情報を含みます。）
- (b) 大規模買付行為の目的、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付行為の対
価の種類及び金額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の当社
株式等の数及び大規模買付行為を行った後における議決権割合、大規模買付行為の方
法の適法性を含みます。）
- (c) 買付対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模
買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際
に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見
を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）及び買付資金の裏付け（資金
の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の
内容を含みます。）

- (d) 大規模買付行為完了後に実施を予定する当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用等
- (e) 大規模買付行為完了後に実施を予定する当社及び当社グループの企業価値を持続的かつ安定的に向上させるための施策及び当該施策が当社及び当社グループの企業価値を向上させることの根拠
- (f) 当社及び当社グループの従業員、取引先、顧客、地域社会その他の利害関係者と当社及び当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容
- (g) 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません。）及び関連性が存在する場合にはその内容

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙2「独立委員会運営規程」、本プランの継続時における独立委員会の委員の略歴等については、別紙3「独立委員会委員の氏名・略歴」に記載のとおりです。）に送付します。

当社取締役会及び独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、大規模買付者に対し、追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合、大規模買付者には、かかる情報を当社（取締役会及び独立委員会）に対して追加的に提供していただきます。なお、当社取締役会は、本プランの適切かつ迅速な運営を図るため、必要に応じて、大規模買付者の回答に期限を設ける場合があります。また、当初情報リストの発送日の翌日から起算して60日を、当社取締役会が大規模買付者に対して情報提供を要請し、大規模買付者が回答を行う期間（以下「情報提供期間」といいます。）の上限として設定し、本必要情報が十分に提供されない場合であっても情報提供期間が上限に達したときは、その時点で情報提供に係る大規模買付者とのやり取りを打ち切り、当該時点までに提供された情報をもって当社取締役会による評価・検討（下記③）を行うものとします。

なお、当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報が株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示いたします。

また、当社取締役会は、大規模買付者による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を大規模買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

情報提供期間は、当社取締役会が情報提供完了通知を行った日又は情報提供期間が上限に達した日のいずれか早い方の日をもって終了するものとします。

③ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供期間の終了後、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、以下の(a)又は(b)の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立

案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

(a) 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株式等の全ての買付けの場合には60日間

(b) その他の大規模買付行為の場合には最大90日間

ただし、上記(a)、(b)いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が合理的に必要と認める場合には延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を大規模買付者に通知するとともに、速やかに情報開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、適宜必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者による大規模買付行為の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表します。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、また、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

④ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

当社は、本プランの継続に当たり、原プラン同様、大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の合理性及び公正性を確保することを目的として独立委員会を設置することとしております。

独立委員会は、以下のとおり、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非につき勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部の専門家（投資銀行、証券会社、弁護士、その他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(a)から(c)までに定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

(a) 大規模買付者が本プランに定める手続を遵守しなかった場合

大規模買付者が本プランに定める手続を遵守しなかった場合には、独立委員会は、当社取締役会に対して、原則として対抗措置の発動を勧告するものとします。

(b) 大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合

独立委員会は、大規模買付者が本プランに定める手続を遵守した場合であっても、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものと認められかつ対抗措置の発動を相当と判断する場合には、取締役会評価期

間内において当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告します。

具体的には、以下の(i)乃至(ix)の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

- (i) 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて高値で株式等を当社関係者に引き取らせる目的で当社の株式等の買収を行っている判断される場合（いわゆるグリーンメイラーである場合）
 - (ii) 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる等、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社の株式等の買収を行っている判断される場合
 - (iii) 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社の株式等の買収を行っている判断される場合
 - (iv) 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高値売り抜けをする目的で当社の株式等の買収を行っている判断される場合
 - (v) 大規模買付者の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等による株式等の買付け等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
 - (vi) 大規模買付者の提案する当社の株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。）、違法性の有無並びに実現可能性等を含みますが、これに限られません。）が、当社の本源的価値に鑑み、著しく不十分又は不適当なものであると判断される場合
 - (vii) 大規模買付者による支配権の取得により、当社株主はもとより、当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な顧客、従業員、取引先、その他利害関係者との関係が破壊されることが予想される等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保又は向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合
 - (viii) 大規模買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、劣後すると判断される場合
 - (ix) 大規模買付者が公序良俗の観点から支配株主として不適切であると判断される場合
- (c) 大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものではないと認められる場合

独立委員会は、上記(a)及び(b)に定める場合を除き、当社取締役会に対して対抗措置の不発動の勧告を行うものとします。

⑤ 取締役会の決議

当社取締役会は、上記④に定める独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。その際に、独立委員会が対抗措置を発動すべきでないとの勧告をした場合には、不発動の決議を行うこととします。

また、当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

⑥ 対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記⑤の手続に従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(a)大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合又は(b)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき又は勧告の有無にかかわらず、対抗措置の中止又は発動の停止を決議するものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑦ 大規模買付行為の開始

大規模買付者は、本プランに定める手続を遵守しなければならないと、当社取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは、大規模買付行為を開始することができないものとします。

(3) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(2)⑤に記載の決議に基づき発動する対抗措置の一つとしては、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うことを想定しています。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが相当と判断される場合には当該その他の対抗措置を用いることもあります。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙4に記載のとおりとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(2)⑥に記載のとおり、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、大規模買付者が

大規模買付行為を中止し、当社取締役会が上記（２）⑥に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

（４）本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時総会において承認が得られた場合には、平成２７年６月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、上記有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします（下記Ⅳ．３参照）。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更又は税制、裁判例等の変更等により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実（法令等の改正による文言の変更等軽微な変更は除きます。）及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

Ⅳ．本プランの合理性

１ 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成１７年５月２７日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、また、企業価値研究会が平成２０年６月３０日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容となっております。

２ 当社の企業価値ないしは株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されること

本プランは、上記Ⅲ．１に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付行為がなされようとする際に、当該大規模買付行為に応ずるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

3 株主意思を重視するものであること

当社は、本プランを本定時株主総会にお諮りすることを併せて当社取締役会で決議しております。上記Ⅲ．２（４）に記載のとおり、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることになります。したがって、本プランの継続及び廃止には、株主の皆様の意思が十分反映される仕組みとなっております。

4 独立性の高い委員会の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの継続に当たり、原プラン同様、大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として独立委員会を設置することとしております。

独立委員会は、社外取締役、社外監査役、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外有識者の中から当社取締役会により選任された者により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するような本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

5 合理的かつ客観的発動要件の設定

本プランは、上記Ⅲ．２（２）に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

6 デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ．２（４）に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会において、いつでも廃止することができるものとしております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

V. 株主及び投資家の皆様への影響

1 本プランの継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。したがって、本プラン継続時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、上記Ⅲ．２（２）に記載のとおり、大規模買付者が本プランを遵守するか否か等により当該大規模買付行為に対する当社の対応が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。なお、株主及び投資家の皆様に影響を及ぼすような大規模買付者の動向を当社が把握した場合、当社は速やかに情報開示を行います。

2 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式１株につき本新株予約権２個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式１株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、大規模買付者につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記Ⅲ．２（２）⑥に記載の手続等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する株式１株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変更により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、大規模買付者の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、大規模買付者以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

3 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続

本新株予約権の無償割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続は不要です。

また、当社が取得条項を付した新株予約権取得の手続をとる場合には、大規模買付者以外

の株主の皆様におかれましては、新株予約権の行使価格相当の金銭を払いこむことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み等の手続は不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認ください。

以 上

別紙 1

当社の大株主の状況

(平成 2 4 年 3 月 3 1 日現在)

氏名又は名称	住 所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
エステー株式会社	新宿区下落合 1 丁目 4 - 1 0	8, 437	25. 58
大下 俊明	広島市安佐南区祇園	1, 804	5. 47
大下 千代子	広島市安佐南区祇園	1, 339	4. 06
株式会社みずほ銀行	千代田区内幸町 1 丁目 1 - 5	1, 160	3. 51
株式会社広島銀行	広島市中区紙屋町 1 丁目 3 - 8	1, 149	3. 48
大下産業株式会社	広島市安佐南区祇園 1 丁目 1 2 - 1 3	949	2. 87
住友化学株式会社	中央区新川 2 丁目 2 7 - 1	867	2. 62
大下 一明	広島市安佐南区祇園	473	1. 43
日本生命保険相互会社	千代田区丸の内 1 丁目 6 番 6 号	455	1. 38
株式会社もみじ銀行	広島市中区胡町 1 - 2 4	451	1. 36
計		17, 084	51. 76

以上

別紙 2

独立委員会運営規程

第1条（設置）

1. 「当社株式等に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下、本プランという。）の導入に際し、大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の合理性及び公正性を確保することを目的として独立委員会を設置する。
2. 独立委員会は、取締役会の決議により設置される。

第2条（構成）

1. 独立委員会の委員は、3名から5名とする。
2. 独立委員会は、以下各号に該当する者の中から、当社取締役会が選任した委員をもって構成されるものとする。
 - （1）社外取締役
 - （2）社外監査役
 - （3）当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外有識者（原則として、弁護士、公認会計士等の専門家、学識者、証券取引に精通する者、又は、企業経営経験者、企業経営専門家等とする。）
3. 当社は、独立委員会の委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する事項を含む契約を締結するものとする。
4. 委員の追加の必要がある場合、取締役会が独自の判断で候補者を決定する他、独立委員会は取締役会に対して候補者を推薦することができるものとし、かかる推薦があったとき、取締役会は推薦内容を検討するものとする。
5. 取締役会は、委員の中から1名を独立委員会委員長に選任し、また、委員の中から1名を独立委員会委員長の職務代行者に選任する。

第3条（任期）

委員の任期は以下各号のとおりとし、重任を認めるものとする。ただし、委員が前条第2項各号に該当しないこととなったとき、本プランが廃止されたとき、又は本プランが独立委員会を設置しない内容に変更されたときは、当該各時点をもって全ての委員の任期が終了するものとする。

- （1）社外取締役又は社外監査役である委員
各々の取締役又は監査役としての任期と同じとする。ただし、当該委員の選任時に、当社取締役会が別段の定めをしたときは、この限りではない。
- （2）社外有識者である委員
選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当該委員の選任時に、当社取締役会が別段の定めをしたときは、この限りではない。

第4条（決議要件等）

1. 独立委員会は、代表取締役又は独立委員会委員長が招集する。ただし、代表取締役及び独立委員会委員長に事故があるときは、各独立委員会委員がこれを招集することができる。
2. 独立委員会の決議は、原則として委員の全員が出席し、出席委員の過半数をもって行う。ただし、委員のいずれかに事故があるときその他やむを得ない事由があるときは、当該委員を除いた委員全員が出席し、出席委員の過半数をもって行う。

第5条（決議事項）

1. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議を行い、その決議内容を、理由を付して取締役会に対して勧告する。取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重しなければならない。各委員は、かかる決議にあたっては、専ら当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - （1）大規模買付者が本プランに定める手続を遵守しているか否か
 - （2）大規模買付行為の提案の内容が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するか否かの決定並びに対抗措置の発動又は不発動
 - （3）対抗措置の中止
 - （4）前3号のほか、本プランにおいて独立委員会が権限を与えられた事項
 - （5）本プランに関して取締役会が独立委員会に諮問した事項
 - （6）取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
2. 独立委員会は、当社の費用で、当社から独立した地位にある第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができる。
3. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は使用人その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が要求する事項に関する意見又は説明を求めることができる。

付 則 本規程は平成18年7月1日から施行する。

平成24年5月11日 一部改定

別紙 3

独立委員会委員の氏名・略歴

今泉 嘉久（いまいずみ よしひさ）

昭和41年9月	プラス株式会社入社
昭和47年7月	取締役就任
昭和50年7月	常務取締役就任
昭和56年8月	代表取締役副社長就任
昭和58年4月	代表取締役社長就任
平成20年8月	代表取締役会長 就任（現任）
平成3年3月	社団法人 全日本文具協会副会長（現任）
平成3年3月	社団法人 東京文具工業連盟副会長
平成7年6月	社団法人 日本オフィス家具協会副会長（現任）
平成21年6月	社団法人 東京文具工業連盟会長（現任）
平成21年6月	東京文具工業健康保険組合 理事長（現任）

西川 正洋（にしかわ まさひろ）

昭和47年4月	西川ゴム工業株式会社入社
昭和54年6月	取締役就任
昭和60年3月	専務取締役就任
昭和61年10月	代表取締役社長就任（現任）
平成3年3月	中国ゴム工業協同組合理事長（現任）
平成3年4月	日本ゴム工業会常任理事
平成18年4月	広島県経営者協会会長（現任）
平成19年10月	広島県公安委員会委員（現任）
平成24年4月	日本ゴム工業会 副会長（現任）

松山 遙（まつやま はるか）

平成7年4月	東京地方裁判所判事補任官
平成12年7月	弁護士登録
	日比谷パーク法律事務所入所
平成14年1月	同所パートナー就任（現任）

中間 信一（なかま しんいち）

昭和52年4月	公認会計士登録
昭和53年9月	中間公認会計士事務所開設
昭和63年6月	監査法人中央会計事務所 代表社員

平成10年～13年 日本公認会計士協会 本部常務理事 中国会会長
平成11年～13年 広島市包括外部監査人
平成17年2月 中央青山監査法人代表社員退任
平成17年6月 株式会社京都銀行 非常勤監査役（現任）

早稲田幸雄（わせだ さちお）

昭和46年4月 プライス・ウォーターハウス会計事務所入所
昭和52年4月 監査法人中央会計事務所 広島事務所入所
早稲田公認会計士事務所開設（現任）
昭和63年6月 同上法人代表社員
平成11年6月 同上法人広島事務所所長
平成18年12月 同上法人退任
平成20年6月 当社非常勤（社外）監査役（現任）

（注）上記5氏と当社との間には、特別な利害関係はございません。

以上

別紙 4

新株予約権無償割当ての概要

① 本新株予約権の割当て総数

本新株予約権の割当て総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」という。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社が保有する当社株式の数を除く。）の2倍の数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とする。

② 割当て対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有する当社普通株式（ただし、同時点において当社の保有する当社株式を除く。）1株につき2個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをする。

③ 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とする。

④ 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とする。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行う。

⑤ 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とする。

⑥ 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

⑦ 本新株予約権の行使条件

特定株主グループ（議決権割合が20%以上のものに限る。以下同じ。）に属する者又は特定株主グループに属する者になろうとする者（ただし、当社株式を取得し又は保有することが当社株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者を除く。）（以下「非適格者」と総称する。）は、本新株予約権を行使することができない。なお、本新株予約権の行使条件の

詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定める。

⑧ 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が保有する本新株予約権を取得し、これと引換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができる。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定める。

⑨ 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

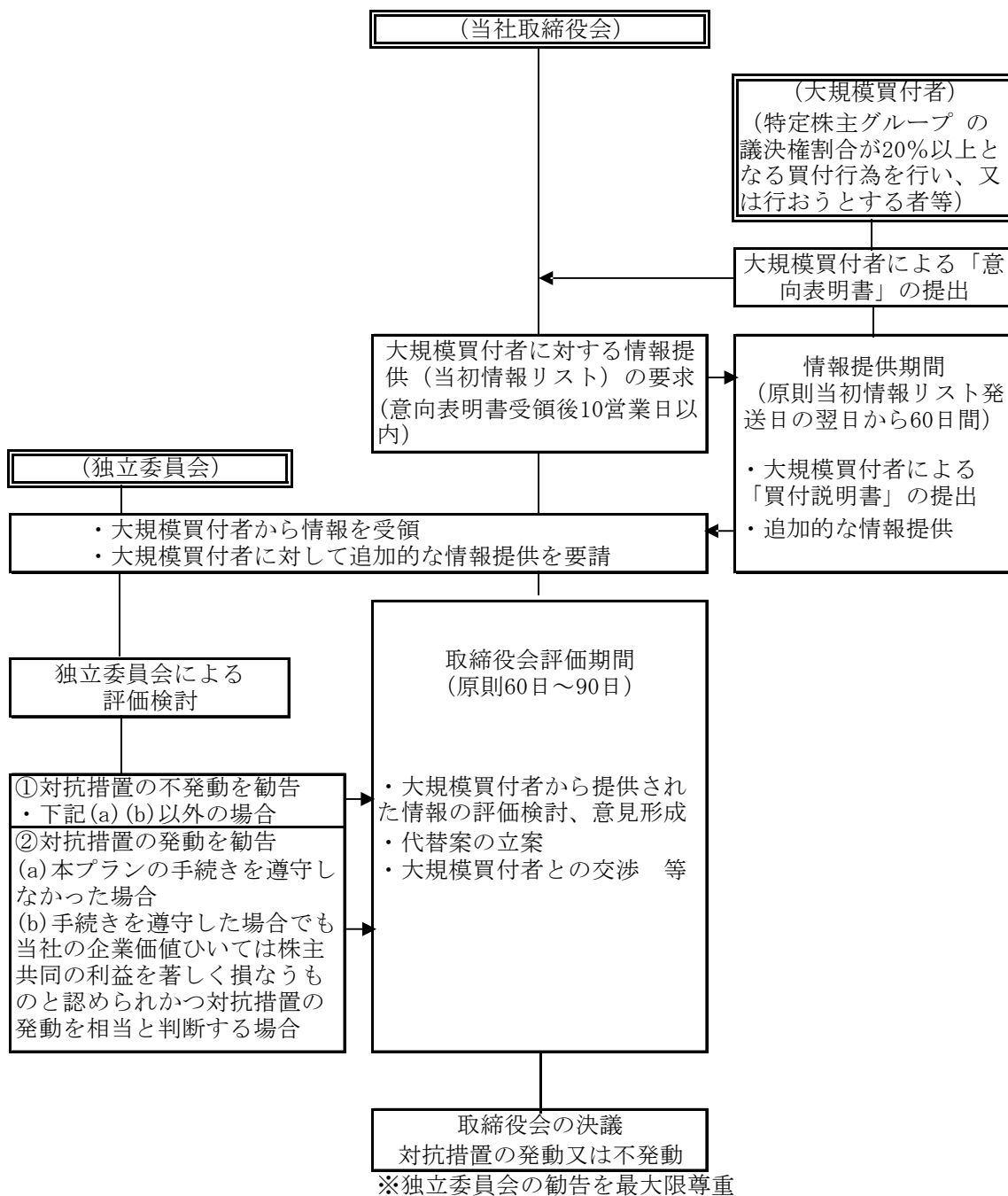
当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

⑩ 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める。

以上

本プランの手續に関するフロー図



(注) このフロー図は本プランの手續きの概要を記載したものです。
詳細につきましては、本プレスリリースの本文をご参照ください。